

回答用紙

公正取引委員会・経済産業省中小企業庁

消費税率引上げ後の状況について調査を行っています。

あなたは消費税率引上げ分を取引先からきちんともらえていますか？

もし今、消費税 10%分を受け取れていなかったら、この回答用紙で点検してみませんか。

これまでの調査で回答いただいた結果、実際に不利益を改善することができた事例も同封しますので、回答前には是非ご一読ください。なお、回答いただいた内容についての秘密の厳守はもちろん、調査に当たっては、あなたが回答したことが相手に決して分からないように、細心の注意を払います。

回答は、あなたが法人事業者との取引で受け取る報酬、商品の対価について記入してください。

回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合は、回答不要です。

※記入例もご覧ください。また、消せるボールペンは使用しないでください。

回答用紙記入日	令和	年	月	日
---------	----	---	---	---

A. 次欄にあなたの氏名等を記入してください。

フリガナ	
あなたの氏名	
電話番号(携帯可)	-
お住まいの都道府県市区町村	
主な事業	

B. あなたが法人事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものはありますか？

1.から3.のいずれかをチェック (☑) してください。

1. 全て軽減税率の対象となる取引である。
2. 一部軽減税率の対象となる取引がある。
3. 軽減税率の対象となる取引は全くない。

C. あなたが法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか？

1.又は2.のいずれかをチェック (☑) してください。

1. 「税込み（内税）」で決められているものがある。 例：110円（税込）
2. 全て「税抜き（外税）」で決められている。 例：100円（本体価格）+ 10円（消費税）

D. 以下に当てはまることはありませんか？ひとつでも当てはまる項目があれば消費税率引上げ分をきちんともらえていないかもしれません。当てはまる項目をチェック (☑) してください（複数選択可）。

1. 取引先から消費税分を支払ってもらえない。
2. 外税の取引で、支払いの際に消費税分を差し引かれて支払われた。
3. 税込みの取引で、消費税率が10%になっても支払われた総額は増税前と変わらなかった。
4. 消費税は10%支払ってくれたが本体価格（税抜価格）を値下げされた。
5. 消費税率10%への引上げを理由に、先行して本体価格（税抜価格）を引下げられた。
6. 取引先の指定した商品を買ったり、サービスの利用、リピートの引上げに応じないと消費税分を上乗せしないとされた。

裏面に続きます↓

- 7. 本体価格（税抜価格）での価格交渉を申し出たが応じてもらえなかった。
- 8. 個人事業者、または免税事業者であることを理由に消費税率引上げ分を支払ってもらえない。
- 9. 一部軽減税率対象品目を扱っていることを理由に、対象外品目について消費税率引上げ分を支払ってもらえない。

E. 以下に当てはまることはありませんか？当てはまる項目をチェック（☑）してください（複数選択可）。

- 10. 契約・注文は常に口頭かメールである。
- 11. 業界の慣習という理由で価格交渉ができないことがある。
- 12. 取引条件の見直し・改善や価格交渉面で不安を感じている。

F. DとEの問い全てに当てはまらない場合は、以下にチェック（☑）してください。

- 13. 上記1～12に該当することはひとつもない。

G. DとEでチェック（☑）した項目に関する具体的な時期や内容を可能な範囲で記入してください。

チェック（☑）した項目の具体的な内容
--

※記述に代えて（又は記述に加えて）、取引先からの依頼文書やメールを印刷したもの、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

H. DとEでチェック（☑）した項目の取引をしている相手先法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報をできる限り詳しく記入してください（複数記入可）。

相手先法人事業者 問題のある	フリガナ			
	名称			
	主な事業 <small>（例：小売業、卸売業など）</small>			
	本社所在地	都道府県		市区町村
		番地等		
		電話番号	-	-

※記述する相手先法人事業者が複数いる場合は、任意の様式に記載、又は、記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙は同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手は不要です）。なお、A欄（本人記載欄）にご記入いただいた電話番号に担当者からご連絡する場合もございます。その際にはご協力の程よろしくお願いたします。